

浄化槽ハンドブック

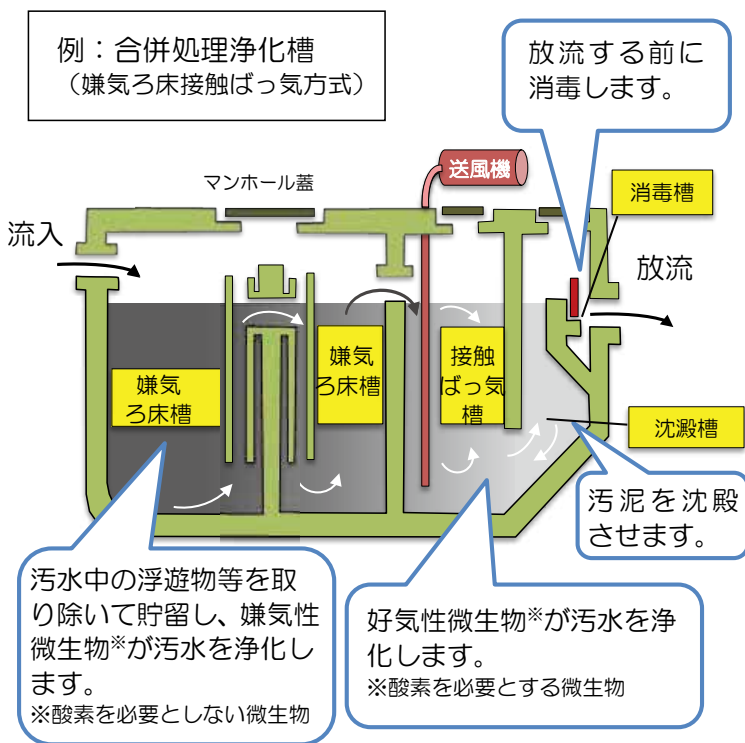


1. 浄化槽ってどんなもの…?
2. 3大義務とは…?
3. 浄化槽の正しい使い方
4. 浄化槽に関する手続

1. 浄化槽ってどんなもの…?

～浄化槽のしくみ～

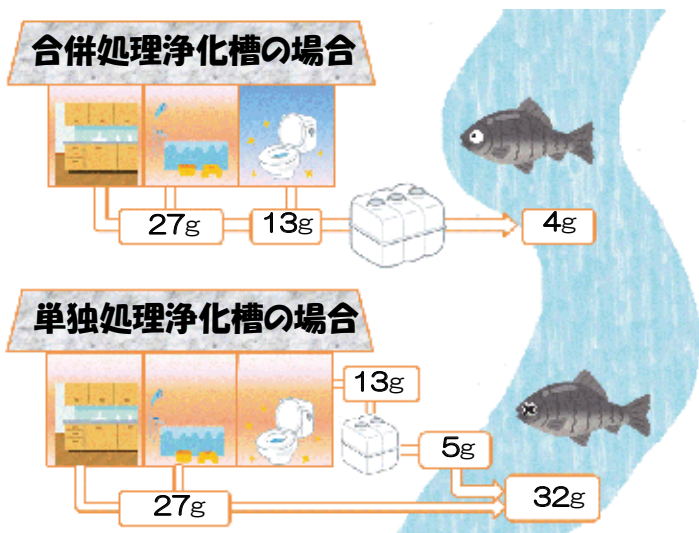
浄化槽は、トイレや台所などの排水を、微生物の力によりきれいにして、水路等へ放流するための設備です。



◆多摩地域に浄化槽を新設する場合は、高度処理型の合併処理浄化槽を設置してください。

◆浄化槽からの処理水は原則として、水路、道路側溝等へ放流してください。地下浸透を検討する場合は、13ページのお問合せ先までご相談ください。

～合併処理浄化槽と 単独処理浄化槽～



上図の数値は汚れの量（参考値）を表します。

合併処理浄化槽は、家庭から出る全ての排水(生活雑排水)を処理するため、川や海などの水質汚染防止に大きな力を発揮します。一方、単独処理浄化槽はトイレの排水だけを処理するので、合併処理浄化槽の8倍もの汚れが河川に放流されてしまいます。

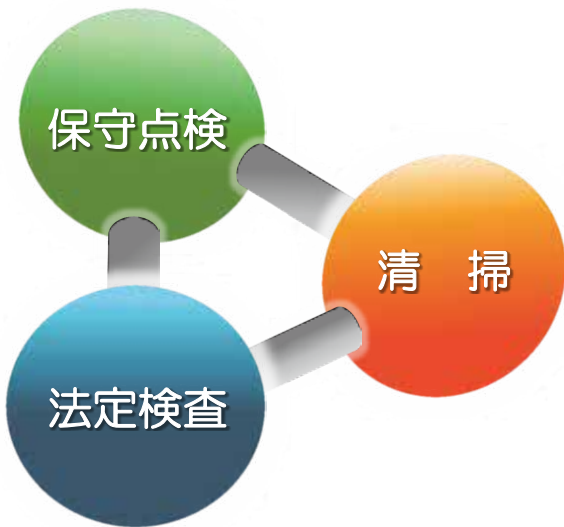
- ◆ 現在では単独処理浄化槽を新たに設置することはできません。
- ◆ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期の転換をお願いいたします。

2. 3大義務とは…?



～浄化槽管理者の3大義務～

浄化槽管理者（浄化槽を使用する人）には、守らなければならない3つの義務があります。



1.保守点検（浄化槽法第10条）

故障や消毒剤の不足により、汚れた水が河川等に放流されるのを防ぐため、定期的な点検・修理や消毒剤の補充を行う作業です。

保守点検の委託について

- ◆保守点検は、都知事（八王子市・町田市においては市長）の登録を受けた業者と契約してください。

保守点検回数

浄化槽の処理方式、処理対象人員（人槽※）により回数が定められています。

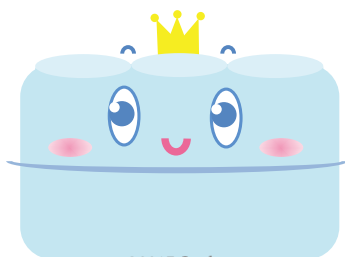
※人槽とは浄化槽の大きさであり、実際に使用している人数ではありません。

【標準保守点検回数※】

| 合併処理浄化槽 | | | |
|-------------|-----------------------------------|--------------|------------------------|
| 処理方式 人槽 | 分離接触ばっ気 嫌気ろ床接触ばっ気 脱窒ろ床接触ばっ気 | | |
| 20人以下 | 4か月に1回以上 | | |
| 21～50人 | 3か月に1回以上 | | |
| 単独処理浄化槽 | | | |
| 処理方式 人槽 | 分離ばっ気 分離接触 ばっ気 単純ばっ気 | 全ばっ気 | 散水ろ床 平面酸化床 地下砂ろ過 |
| 20人以下 | 4か月に 1回以上 | 3か月に 1回以上 | 6か月に 1回以上 |
| 21～ 300人 | 3か月に 1回以上 | 2か月に 1回以上 | |

※上記の表にない処理方式や人槽については、東京都までお問合わせください。

最初の保守点検は、使用を開始する前に実施しましょう。



2.清掃 (浄化槽法第 10 条)

汚泥がたまりすぎると浄化槽の機能が十分に発揮できなくなるため、定期的に汚泥をくみ取り、槽内を洗浄する作業です。

清掃回数

清掃回数は浄化槽の種類によって異なります。

【標準清掃回数】

| 処理方式 | 回数※ |
|--------|-------------|
| 全ばっ気方式 | 6 か月に 1 回以上 |
| その他の方式 | 1 年に 1 回以上 |

※使用人数や使い方によって、清掃回数が多くなることがあります。保守点検業者に確認して適切な時期に実施してください。

清掃の委託について

- ◆市町村長から「浄化槽清掃業」の許可を受けた業者に委託してください。
- ◆浄化槽清掃業の許可業者は、市町村の浄化槽担当部署にお問合せください。
- ◆清掃料金は、業者に直接確認してください。

- 保守点検・清掃にはなるべく立ち会いましょう。
- 保守点検・清掃終了後に記録票が渡されます。それぞれ**3年間の保存義務**があります。
- 法定検査の際にこれら書類の検査があり、判定に影響しますので大切に保管してください。

3.法定検査（浄化槽法第7条、11条）

浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するための検査です。保守点検や清掃の記録、浄化槽の状態、水質を、都知事が指定した検査機関が検査します。

法定検査の種類

| | |
|--------------------|---|
| 使用開始後の検査 （7条検査） | 使用を開始してから3か月後から8か月後の間に実施します。 浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを検査します。 |
| 定期検査 （11条検査） | 年に1回実施する定期検査です。 浄化槽が正常に機能しているか、保守点検や清掃が適正に行われているかを検査します。 |

現在設置されている全ての浄化槽が対象です！

法定検査結果について

法定検査は「適正」、「おおむね適正」、「不適正」の3段階で判定されます。

検査結果が「おおむね適正」及び「不適正」だった場合、東京都から改善指導文書が届きます。保守点検を委託している業者等に改善を依頼してください。

法定検査の申込・お問合せ先

公益財団法人東京都環境公社浄化槽検査係

電話 042-595-7982

まずは、こちらにお電話ください。

検査手数料について

| 人槽 | 7条検査 | 11条検査 |
|----------------|----------------------|--------|
| 10人以下 | 13,500円 | 5,500円 |
| 11人以上 50人以下 | 15,500円 | 8,500円 |
| 51人以上 | 東京都環境公社までお問い合わせください。 | |

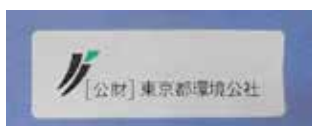
法定検査の意義について

浄化槽を自動車に例えるなら、保守点検及び清掃が通常のメンテナンスで、法定検査が車検にあたります。

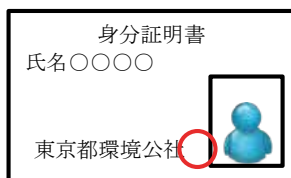
ご使用の浄化槽を長くお使いいただき、排水をきちんと浄化するためには、法定検査の受検が不可欠です。継続的に受検いただくようお願いします。



検査の様子



公社作業服のワッペン



公社の身分証（例）

- ◆ 検査員は事前に連絡のうえ、制服を着て伺います。
- ◆ 検査員は身分証を携帯しています。不審な点があれば、東京都環境公社までお問い合わせください。

3. 浄化槽の正しい使い方 (Q&A)

Q1. 浄化槽には何でも流せるの？

A1. 以下のようなものは流さないでください。

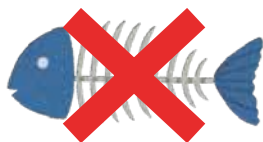
①紙おむつ、衛生用品やティッシュ

→浄化槽や配管が詰まってしまいます。



②生ごみ（野菜くず・魚のアラなど）

→細かく砕いても、浄化槽内の微生物の処理能力を超えてしまい、汚い水が放流されてしまいます。



③油

→油処理剤を使用したとしても、浄化槽内で固まってしまうおそれがあります。



④消毒剤・殺虫剤等の薬剤

→浄化槽内の微生物が死んでしまい、汚水を処理できなくなるおそれがあります。

Q2. 浄化槽からの臭いがひどいのですが？

A2. 以下の原因が考えられます。

- ①送風機の異常による浄化槽の機能低下
- ②浄化槽の清掃不足
- ③排気設備の不良
- ④浄化槽のフタ（マンホール）の密閉が不十分

対処するには専門的知識が必要です。委託している浄化槽保守点検業者に連絡して、適切な処置をしましょう。なお、排水口からの臭いが気になる場合は、管内のトラップ等の水が蒸発している可能性もあるので、一度水を流してみましよう。

Q3. 浄化槽からの音が気になりますか？

A3. 浄化槽の送風機等が故障している可能性があります。

対処には専門的な知識が必要です。委託している浄化槽保守点検業者に連絡して、機器の修理や防音対策を依頼しましょう。



Q4. 2週間程度の旅行に出かけるのですが、浄化槽の電源は切った方が良いですか？

A4. 浄化槽の電源は切らないでください。

浄化槽に空気を送る装置が止まってしまうと、微生物の働きが弱まってしまう場合があります。

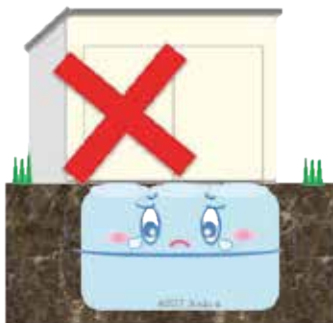
※1年以上使用しない場合は、13ページのお問い合わせ先までご連絡ください。



Q5. 浄化槽の上を利用して良いですか？

A5. 物置など、容易に動かさないものは絶対に置かないでください。

保守点検や清掃の時は、マンホールの上に置いたものを移動させましょう。



Q6. 薬の服用による浄化槽への影響は？

A6. 糖尿病や高血圧症等の薬を常用している方の排せつ物により、放流水の水質に影響が出ると言われています。

これらの薬を服用している場合は、法定検査の際に差し支えない範囲でお申し出ください。



Q7. 入浴剤やトイレの芳香剤は使っても良いですか？

A7. 問題ありません。

入浴剤も芳香剤も、市販のものを適量を守って使用している限りは浄化槽の機能に影響を及ぼすことはありません。

ただし、どちらも多量に使用すると、浄化槽内の水に色が付き、水質に影響が出ることがあります。



浄化槽に関する問合せ先

1. 浄化槽の手続について

| 地区 | 部署名・電話番号 |
|---------------------------|---|
| 多摩地区 (八王子市・ 町田市を除く) | 東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課浄化槽担当 〒190-0022 東京都立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎 ☎042-528-2692 |
| 島しょ地区 | 東京都環境局資源循環推進部 一般廃棄物対策課生活排水対策担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 ☎03-5388-3583 |

※23区及び八王子市・町田市に設置された浄化槽については、各区市にお問合せください。

2. 浄化槽の法定検査について

公益財団法人東京都環境公社 浄化槽検査係
☎042-595-7982

浄化槽ハンドブック

登録第(29)96号

平成30年3月発行

編集・発行

東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課
新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03-5388-3583

ファクシミリ番号 03-5388-1381

東京都多摩環境事務所廃棄物対策課

立川市錦町四丁目6番3号

電話番号 042-528-2692

ファクシミリ番号 042-522-9511

印刷会社名

シンソー印刷株式会社

電話番号 03-3950-7221

我が家の浄化槽メモ

| | |
|----------------------|--|
| 処 理 方 法 | 方式 |
| 容 量 | 人槽 m ³ |
| 建築確認設置 届受理年月日 | 年 月 日 |
| 建 築 確 認 設 置 届 番 号 | 号 |
| 工 事 業 者 | TEL () |
| | |
| 保 守 点 検 業 者 | TEL () |
| | 保守点検月 , , , 月 |
| 清 掃 業 者 | TEL () |
| | 清掃月 月 |
| 法定検査 (指定検査機関) | 公益財団法人 東京都環境公社 |
| | 公益財団法人 東京都環境公社 浄化槽検査係 〒190-0022 東京都立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎多摩環境事務所内 |
| | TEL 042 (595) 7982 |
| | |